

「少年院における規律の維持と生活指導～少年院制度の歴史を踏まえて～」

森 伸子（東京矯正管区）

1 少年院制度発足から今日まで

(1) 旧少年法・矯正院法の制定（1922年）

旧少年法では、対象年齢を18歳未満、司法省所属の行政機関として少年審判所を設置、保護処分として矯正院送致など9種類を規定。

矯正院は「感化院と少年監の中間に位する設備とし、少年の戒護は少年監に近く、少年の処遇については感化院と性質を同じくする」施設（法案資料等）。収容限度を23歳まで、「在院者にはその性格を矯正するため、厳格な紀律の下に教養を施し、その生活に必要な実業を練習せしむ」としたほか、懲戒、退院・仮退院等を規定。

多摩少年院（東京）、浪速少年院（大阪）の2庁から開始（1923）。

(2) 少年法・旧少年院法の制定（1948年）

少年法では、健全育成を目的に明示し、家庭裁判所の設置、対象年齢の20歳への引上げ、3種類の保護処分、科学的調査の重視、少年鑑別所の設置等を規定。

旧少年院法では、少年院を、「保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を受ける施設」とし、矯正教育は、「在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに」、教科、職業の補導、適当な訓練及び医療を受けるものとしたほか、初等・中等・特別・医療の種別の規定、在院者の権利保障、矯正教育に関する規定、段階処遇、賞、懲戒、収容継続、少年鑑別所の設置等を規定。

(3) 現行少年院法の制定（2014年）

2009年4月、少年院における極めて重大な不適正処遇事案の発覚を契機に、「少年矯正を考える有識者会議」が立ち上げられ、その提言に沿って様々な施策を実施。

新たに制定された少年院法では、在院者の権利義務及び職員の権限を明確化し、視察委員会制度や救済の申出等施設運営の透明性を高めるための制度を新設。少年院の目的に健全育成の理念を、処遇の原則に最善の利益の考慮を明示したほか、矯正教育の体系的・組織的な実施、被害者の視点を取り入れた教育、関係機関との連携した社会復帰支援、退院者等からの相談対応等が盛り込まれた。

2 現行少年院法における規律及び秩序の維持と不服申立制度等

(1) 規律及び秩序の維持と遵守事項

少年院の規律及び秩序は、「処遇の適切な実施の確保」及び「改善更生及び円滑な社会復帰を図るにふさわしい安全かつ平穏な共同生活の保持」のため、適正に維持されなければならない旨を規定。在院者遵守事項を定め、入院時に平易な表現を用いて口頭で説明したのち、書面を居室に備付。

(2) 懲戒の手続き等

少年院の長は、在院者が遵守事項を遵守せず又は職員の指示に従わなかった場合に懲戒（「厳重な訓戒」又は「二十日以内の謹慎」）を行うことができるとし、反則行為に対する手続き（調査、在院者の補佐人、弁明の機会、協議、告知等）や懲戒を行うに当たり「規範意識を醸成し、その改善更生に資するよう努めなければならない」こ

と、「謹慎の趣旨を踏まえ適切な矯正教育を行う」こと等を規定。

(3) 救済の申出（法務大臣）、苦情の申出（監査官、少年院長）

不服申立制度として、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して救済を求める申出ができる制度、監査官及び少年院の長に対し苦情の申出ができる制度を規定。相談員の規定あり。

(4) 少年院視察委員会制度

7人以内の外部の委員で構成、少年院を視察し、運営に関し意見を述べる。在院者は面接の申出や提案箱への意見の投かんができる。法務大臣は委員会からの意見及びこれを受けて少年院の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表。

3 現行少年院法等における矯正教育（生活指導）

矯正教育の目的は、非行に結びつく行動傾向等の改善、健全なもの見方、考え方及び行動の仕方の育成、社会適応力の向上等であり、在院者の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に、また、被害者等の心情等を考慮して実施。

留意点として、内容については、健全な経験を豊富に体得させること、長所を引き出し伸長するものであること等、実施については、「全ての時間帯を通じ、その時々を生起する生活上の問題に関連付けて、適時適切に実施」するよう配慮。

生活指導の内容は、基本的生活訓練、問題行動指導、治療的指導、被害者心情理解指導、保護関係調整指導、進路指導、特定生活指導等。特別活動指導として整理されている自主的活動（在院者の生活集団における役割活動等）や行事（文化祭、運動会、収穫祭等）なども、少年院が培ってきた建設的な集団づくりとしての生活指導の意味合いがある。

4 職員の指導体制

少年院では、在院者が生活する寮を担当する法務教官（寮担任）がチームで処遇する方式を採っている。寮担任が交代で当直勤務をすることで、日中の課業も含め 24 時間 365 日、規律及び秩序の維持を図りつつ、在院者に寄り添った適時適切な指導・支援の実施が可能となる。また、在院者を個別に担当する教官（個別担任）は、生活全般の面倒を見て関係を築いており、この関係性を基盤に、在院者間の相互作用による成長を促す集団づくりや日中の課業時間帯における意図的計画的な働き掛けによる小集団指導、個別指導を組み合わせ生活指導を展開している。

近時、発達障害、TIC など 在院者の特性を理解するための知見が得られるようになったことから、的確な集団指導及び個別指導の力量を身に付けることで法務教官の専門性を一層高めていく必要がある。

5 施設の社会化及び円滑な社会生活への移行について

少年院における生活と出院後の生活の「ギャップ」について、元在院者や更生保護官署等社会復帰後を支える関係機関、団体の方から指摘されることが少なくない。

処遇の工夫として、矯正教育の仕上げの時期であるⅠ級の段階におけるより開放的な生活体験や、院外委嘱教育、外出・外泊を実施しているほか、最近では、少年院出院者とのミーティング、地域社会と連携した社会貢献活動や職業指導（製品企画科）、当事者（在院者、保護者）参加型の社会復帰支援会議、退院者等からの相談など、多様な取組が行われている。「自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起」し、「自主、自律及び協同の精神を養う」処遇の原則を再認識し、更なる工夫を講じていきたい。